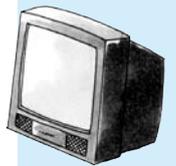


# 地上デジタル放送受信のための支援について



総務省では、経済的な理由等で地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を実施しています。

## (1) 支援の対象者

「日本放送協会（NHK）の受信料の全額免除を受けている世帯」が対象です。（具体的には、生活保護世帯等、市町村民税非課税の障がい者世帯、社会福祉事業施設入所者）

※すでに、地上デジタル放送を視聴されている世帯は支援の対象外です。

## (2) 受けられる支援の内容

現在お持ちのアナログテレビに取り付ける「簡易なチューナー」の無償給付をします。アンテナ改修等が必要な場合にはその支援も行います。

また、新たにケーブルテレビに加入する場合は、その加入料等の初期費用も対象となります。

## (3) 申込受付期間

平成22年7月2日（消印有効）まで。

申込時には「本支援の申込書」にNHKから送付される「受信料全額免除証明書」を同封して申し込んでください。

## (4) NHKからの申込書の送付

受信料全額免除世帯に対して、NHKから「受信料全額免除証明書」および「本支援の申込書一式」が送付されます。

※支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。なるべく早めに契約手続き等をお願いします。

※支援は現物支給です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用の精算はできません。

## お問い合わせ先

NHKとの受信契約、受信料免除のお問い合わせは、

NHK視聴者コールセンター（☎0570・0000・588）まで。

支援の申し込みなどのお問い合わせは、

総務省地デジチューナー支援実施センター（☎0570・0333・840）まで。

# 公益通報制度が本格的にスタート

本市では、公益通報者保護法に基づく公益通報制度を整備し、4月1日よりスタートさせております。本市の公益通報制度は、次の2つにわかれています。

## 《民間事業者における違法な事実等に関する公益通報制度》

民間事業者における法令違反を、事業者内部からの公益通報により明らかにしてもらい、市民生活の安全につなげようとする制度です。公益通報者保護法では、事業者で働く方が公益通報をしやすいよう、公益通報をしたことを理由として事業者が解雇等の不利益な取扱いをすることを禁じています。

本市では、こうした民間事業者で働く方からの公益通報が適切に処理されるよう、法律では定められていない通報の方法や、法令ごとの市の担当課を明確にし受付体制の整備を行いました。

## 《市の事務事業における違法な事実等に関する公益通報制度》

市の事務事業に関する違法な事実等についての市職員からの公益通報を適切に処理するため、通報方法や受付窓口等の仕組みを整備し、より公正で適切な行政運営を進め「信頼」のまちづくりにつなげようとするための制度です。

本市では、より公正で専門的な処理ができるよう市内部の担当窓口のほか、法律事務所への委託による外部窓口も設置しています。

なお、本制度では市職員以外の方であっても公益通報をすることができます。

## 《通報方法等》

公益通報は、事実であることを確認し、通報者の氏名や住所等の連絡先を明らかにした上で、①文書、②ファックス、③電子メールのいずれかにより行ってください。

なお、公益目的でないもの（自ら不正な利益を得ようとするもの、他人に不当に損害を与えようとするもの、ひぼう中傷目的のもの等）は、公益通報には当たらず、制度の適用を受けません。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。総務課行政担当（☎32・2111）までお問い合わせください。